

判定申請 必要書類について

【注意事項】

当機関及び日本ERI株式会社に確認申請する案件につきましては、構造計算適合性判定申請をお引き受けすることはできませんのでご注意ください。

提出時期	提出する書類等		部数
判定申請時	1	請求書・受付書の宛名等の連絡票 ※1	1部
	2	構造計算適合性判定申請書 ※1	正・副
	3	[代理人を定める場合] ・委任状 ※1	正
	4	[適合判定通知書(写し)、判定申請図書副本一式を確認検査機関に直接送付をご希望される場合] ・委任状(送付用) ※2	正・副
	5	建築計画概要書 ※3	正
	6	設計図書 ・意匠図(設計概要書、外部・内部仕上表、付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積表、立面図・断面図、地盤面算定表) ・構造図 ・構造計算書 ・地盤調査報告書	正・副
	7	[法第86条の7の規定が適用される建築物の場合] ・既存不適格調書 ※3	正・副
	8	[構造設計一級建築士の関与を要しない場合] ・安全証明書の写し ※4	正
	9	[大臣認定プログラムによる場合] ・磁気ディスク	正・副
追加説明書提出時	10	追加説明書(構造判定申請)表紙 ※1	正・副
	11	補正図面・計算書等	

※1 弊社HP「◇構造判定申請書類」よりダウンロードできます。

※2 弊社HP「◇その他届出書類関係」よりダウンロードできます。

なお弊社から直接、副本等をお送りすることに対して、あらかじめ設計者様から確認検査機関へご了解いただきますようお願いいたします。

※3 確認申請時に確認検査機関へ提出される書類と同様

記載内容については、確認検査機関と調整をお願いします。

※4 建築士法上、一級建築士以外でも設計できる建築物、告示免震、又は法第86条の7の規定が適用される建築物の場合は、安全証明書の写しの添付が必要となります。

◇設計図書には、作成に係わった設計者の資格の記載、記名及び押印してください。

◇副本は正本の写しで結構です。